

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 1

所管課かい名 環境創造課

許認可等の内容	設備整備計画の認定	
根拠法令等及び条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第3項	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	別紙1のとおり	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙2のとおり
	設定年月日	令和6年1月9日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	申請書が提出された後14日以内
	設定年月日	令和6年1月9日設定

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年法律第81号)

(設備整備計画の認定)

第7条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 (略)

3 計画作成市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。

(2) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等（前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

(3) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第6号及び第13条において同じ。）内において行う行為であつて同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

4～15 (略)

○漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

(漁港の保全)

第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利

用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8 (略)

○海岸法（昭和31年法律第101号）

(海岸保全区域の占用)

第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第9条及び第10条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

(海岸保全区域における行為の制限)

第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- (1) 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
- (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- (3) 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第3項の規定による設備整備計画の認定に係る審査基準

次に掲げる要件に該当する場合は、認定するものとします。

- 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第3項第1号に規定する「申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実である」かどうかは、申請書若しくはこれに添付された書類又は設備整備計画に記載された事項のほか、必要に応じ実施した調査によって判明した事情その他の一切の事情を総合的に考慮して、申請者が設備整備計画を実施する蓋然性が客観的に認められるかどうかによって判断するものとします。
- 2 漁港漁場整備法第39条第2項に規定する「申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない」かどうかは、設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、特定漁港漁場整備事業の施行、漁港の利用又は漁港の保全に及ぼす影響の具体的な内容及びその程度、その影響を受忍する余地の有無等の事情を総合的に考慮して判断するものとします。
- 3 海岸法第7条第2項に規定する「その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める」かどうかは、設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸の防護に及ぼす影響の具体的な内容及びその程度、その影響を受忍する余地の有無等の事情を総合的に考慮して判断するものとします。